

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コソボ	コソボフイルハーモニータンゴ交響楽団楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とコソボ共和国政府との間の交換公文	コソボフイルハーモニータンゴ交響楽団楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	57,600千円 H28. 3.31まで	H24. 9.10 ブリジュ ティナで (同日)	日本側 浜田和幸外務大臣 コソボ側 エンベル・ホジヤイ外務大臣	H24. 9.27 324号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。